

企画総務委員会

令和8年7月27日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

送付8-18 旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する公募型プロポーザル方式（企画競争）に対する疑問と、校舎原物保存および公適配廃校14校の統一アーカイブ化を求める陳情

(2) 継続審査

送付8-10 永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情

送付8-15 旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情

送付8-16 旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情

送付8-17 旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

2 報告事項

【地域振興部】

(1) 振り仮名記載に伴う戸籍証明書コンビニ交付の休止について 【資料】

(2) 過料徴収におけるキャッシュレス決済の導入について 【資料】

(3) 九段生涯学習館の代替施設について 【資料】

【政策経営部】

(1) 令和9年度予算編成方針について 【資料】

(2) 組織整備（案）について 【資料】

3 その他

企画総務委員会 送付 8－18

旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する
公募型プロポーザル方式（企画競争）に対する疑問と、
校舎原物保存および公適配廃校 14 校の統一アーカイブ化を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 7 月 8 日

陳 情 者 提出者 1 名

陳 情 書

旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する

公募型プロポーザル方式(企画競争)に対する疑問と、

校舎現物保存および公適配廃校14校の統一アーカイブ化を求める陳情
原

令和 8 年 7 月 8 日

千代田区議会議長 殿

陳情者 氏名:

所 在 地:

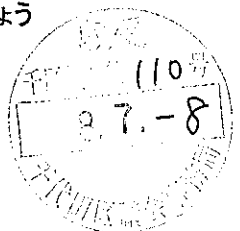
電話番号:

【陳情の理由】

先般実施の「旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務」(公募型プロポーザル方式・企画競争)については、旧永田町小学校の歴史・教育資料を後世に伝えるという趣旨にて理解しております。

本校舎は、1993
1995年の統廃合後、2000年～2012年の期間に、麴町小学校、雙葉幼稚園、神田女学園、麴町中学校の仮校舎や防災拠点、警備拠点、倉庫等として使用されてきましたが、本件に言う旧永田町小学校関係資料とは、校舎そのものをアーカイブの主体としているのでしょうか。校舎と分離不可分の卒業制作等の保存方法について、どのように検討しているのでしょうか。

本校舎は、1937年竣工当時から貴重な体育館と講堂が独立した建築様式であり、玄関口からピロティへの当時の子どもたちの日々の歩みの導線を感じられる空間を遺し伝えるには、校舎そのものの保存が最善なのは言うまでもないですが、職員室にある奉安庫も千代田区の貴重な遺産ではないのでしょうか



か。仮校舎として使用した際の改修で、教室の床下に張り巡らされた床暖房設備が現在もみられるのか分かりませんが、地下の図工室にも採光されるよう設計されていた様子をどのように表現するのでしょうか。昭和初期にNHKの学校放送教育開始と同時に全国に先駆けラジオ放送を利用した学習にはじまる放送教育は、現在の課題でもある情報リテラシー教育の萌芽とも言えます。何より、永田町小学校校舎の特徴は、関東大震災の教訓を得て避難経路が確保されているという点です。こうした永田町小学校の特徴を肌を感じる保存の在り方について、業務概要を見る限り、十分であるといえるでしょうか。本業務は、①デジタル化の対象・方法・範囲がいつ・誰によって・いかなる手続で決定されたのかが明らかでないこと、②制作者本人である卒業生・教職員の関与手続が定められていないと見受けられること、③教育の一次資料としての原物保存の方針が示されていないこと、④区議会において当該業務の目的・方法・アーカイブの活用方針が実質的に審議された形跡が確認できないこと、⑤公共施設適正配置構想（以下「公適配」）で廃校となった旧14校の資料との統一的な保存方針が示されていないこと——等いくつかの疑問を含みます。

よって区議会において、本事業の目的・意思決定過程・教育資料としての位置付けを改めて確認したうえで、下記の陳情項目について審議のうえ必要な措置を講じられたく、陳情するものです。

【陳情項目】

1. 旧永田町小学校校舎および館内資料について、デジタル化を「原物保存の代替措置」ではなく「原物保存と併存する記録措置」として位置付ける方針を、区議会において明確に確認すること。
2. デジタルアーカイブ化される「卒業記念制作品等 約18点」および「委託者指定資料 概ね10点」について、対象品目一覧・選定基準・選定者・決定時期を区議会に対して公表すること。
3. 上記対象品目の選定にあたっては、制作者本人である卒業生および当時の教職員に対して事前の意見聴取および同意確認を制度的に行うことを、区の方針として確認すること。

4. 本業務におけるオーラルヒストリー映像制作、3D計測、資料撮影等の「デジタル化の方法・仕様・公開方針」について、区議会文教福祉委員会等の所管委員会において実質的な審議機会を確保すること。
5. 旧永田町小学校のみならず、平成3年(1991年)公適配により統廃合された旧区立小学校14校すべての歴史資料・卒業制作・学校運営資料・地域史資料等について、統一的な保存・アーカイブ化・公開方針の策定を検討すること。
6. 上記統一方針の策定にあたっては、京都市学校歴史博物館(旧開智小学校校舎を改修活用し、番組小学校64校の資料を収集・保存・展示する施設)の運営実態等先例を実地調査のうえ、参考とすること。
7. 本業務の履行期間中および終了後において、デジタル化した「原物」(卒業制作・指定資料等)は原則として廃棄しないこと。廃棄が不可避と判断される場合には、事前に区議会所管委員会への報告を義務付け公表すること。

添付＞

疑問① ― デジタル化は目的か手段か

業務概要によれば、本業務の中心は、

- ・ オーラルヒストリー映像制作(1人あたりインタビュー動画1本、公開用動画10分程度1本)
- ・ 校舎内外および関係物品の3D撮影または3D計測
- ・ 卒業記念制作品等 約18点のデジタル化(平面資料は1カット以上、立体資料は3カット以上)
- ・ 委託者指定資料 概ね10点のデジタルアーカイブ化
- ・ 肖像権・著作権処理済み成果品の納品

――等となっている。しかし本来問われるべきは、「何を後世に残すのか」という教育的・文化的判断ではないでしょうか。デジタル化は手段であって目的ではないはずです。

本業務には、教育の一次資料としての原物をいかに保存するかという方針が示されているのでし

か。「解体後は記録として残る」のだから良いという前提が暗黙に置かれている可能性があり、この点は区議会において明確に確認される必要があると考えます。

疑問② ― 原物保存の原則が示されていない

博物館学および文化財保存の原則に照らせば、デジタル化はあくまで原物保存を補完する記録手段であり、原物には、素材・質感・重量・寸法・使用痕・経年変化など、デジタル記録では代替不能な情報が含まれます。

したがって、「デジタル化したから原物は廃棄してよい」との運用は、教育資料・文化財の取扱いとして原則に反するでしょう。本業務においては、この「原物保存の原則」が示されておらず、デジタル化後の原物の取扱い方針が判読できません。区議会において、原物保存を原則とする方針を確認することが求められます。

疑問③ ― 対象品目「18点」「10点」は誰が、いつ、どう決めたのか

業務概要には「卒業記念制作品等 約18点」「委託者指定資料 概ね10点」との具体的な数字が示されています。この数字の妥当性を検証するために、以下の情報を公表願います。

- ・ 18点および10点の対象品目一覧
- ・ 選定基準（歴史的価値、教育的価値、保存状態、代表性等の基準）
- ・ 選定者（区職員、有識者、外部委員、教育委員会、卒業生代表等の内訳）
- ・ 選定時期および選定過程の議事録
- ・ 除外された品目の有無および除外理由

特に、卒業記念制作品は児童・生徒本人が制作した「創作物」であり、著作権および人格権を有します。対象選定に制作者本人（卒業生）および指導者（教職員）が関与した形跡が確認できませんので、著作者人格権の観点からも検討を願います。

疑問④ ― デジタル化の方法・方向性を区議会は審議したのか

オーラルヒストリー映像の対象者選定、3D計測の範囲、著作権・肖像権処理の方針、公開範囲、二次利用ルール、データの長期保存体制等は、いずれも高度の政策判断を要する事項ではないでしょうか。本校舎解体を前提としたインタビュー制作は、解体の是非が区議会で問われ、解体設計の入札が不調に終わっている今日時点では、次期早々といえます。

本校舎の解体方針含め、区議会文教福祉委員会その他の所管委員会やこれまで永田町小学校を所轄した各部署において、永田町小学校の文化的、教育的、歴史的意義付け等について、実質的に審議された形跡が確認できません。事業実施主体は執行機関であるとしても、教育資料の保存方針は区民全体に関わる事柄であり、議会の関与が制度的に確保される必要があると考えます。

疑問⑤ ― 京都市学校歴史博物館という「先行事例」に学んでいるか

京都市には、明治2年(1869年)に開校した日本最初の学区制小学校「番組小学校」64校の資料を収集・保存・展示する「京都市学校歴史博物館」が、平成10年(1998年)に開設されています。同館は、閉校となった旧開智小学校の校舎を改修整備して博物館として活用したものであり、番組小学校創設に関する資料、京都市の学校に残された教科書・教材・教具、卒業生等が学校に寄贈した美術工芸品を体系的に収集・保存しています。

同館は、単に「デジタルアーカイブ」にとどまらず、

- ・ 旧校舎自体を保存・活用(現校舎は平成17年に国登録有形文化財に登録)
- ・ 64校の資料を一元的に収蔵・展示
- ・ 番組小学校研究の学術的拠点として機能
- ・ 市民参加型の講演会・講座を継続的に開催
- ・ 修学旅行等の教育プログラムを提供

——という多層的な機能を実現しており、「教育の歴史を伝える」という目的が、旧校舎の物理的保存、資料の体系的収集、公開・研究・教育活用の一貫した政策として結実している好例であります。

千代田区は、日本の中心・国会議事堂に隣接する永田町の地に、明治41年(1908年)開校した永田町小学校を含む数多くの伝統校を有しています。京都市学校歴史博物館が「番組小学校64校」の資料を統一的に扱うのに対し、千代田区の本業務は「旧永田町小学校 単一校」のデジタル化にとどまるのでしょうか。それとも、公適配以降、千代田区は、統廃合した学校の資料を体系的に保存整理しているのでしょうか。是非とも、永田町小学校の校舎を活用し、千代田区の教育資料保存政策における体系的な拠点としていただくことを提案致します。

疑問⑥ ― 公適配で廃校となった14校すべての資料はどうなるのか

平成3年(1991年)12月、千代田区は「公共施設適正配置構想」を公表し、当時14校あった区立小学校を8校に統廃合しました。統廃合の対象となった旧14校(番町小、麴町小、永田町小、富士見小、九段小、淡路小、芳林小、神田小、佐久間小、千桜小、今川小、小川小、西神田小、錦華小)は、いずれも明治期以来の歴史を有し、地域史・教育史の一次資料の宝庫であります。

しかし、これら14校の学校資料・卒業制作・校史・教職員記録・地域史資料が、統廃合から30年以上を経た現在、どのような方針で保存・整理・公開されているのかは、区民に対して明確に説明されていません。

旧永田町小学校の資料をデジタル化する本業務は、こうした「14校全体の資料保存政策」の中に位置付けられるべきものではないでしょうか。京都市学校歴史博物館が「番組小学校64校」を一元的に扱っているのと同様に、千代田区もかつての14校の資料を統一的に保存・公開する政策を策定すべきではないでしょうか。

疑問⑦ ― 校舎解体との関係

本業務は、旧永田町小学校校舎の解体方針(2025年9月首脳会議決定)と時期的に連動しており、本業務の3D計測・映像制作の技術仕様は、「解体前の記録保存」を実質的な目的とするものと読み取れますが、耐震診断において「補強で保存可能」との有識者意見が示されているとの陳情(送付7-32)が同時期に区議会に提出されており、本校舎の物理的保存の可能性は排除されていません。1999年に

約3億円を投じた改修工事をした後、耐震には問題ないと判断され、麴町小学校・雙葉幼稚園・神田女学園・麴町中学校の仮校舎利用実績等、本校舎は継続的に活用された実績があります。

デジタルアーカイブ化と校舎保存は本来矛盾しないものであり、「解体しても、デジタルアーカイブ化するので保存したといえる」という論理の飛躍は、教育資料保存の原則からも、行政財産管理の原則からも納得できません。

【区議会への問いかけ】

永田町小学校118年の歴史の価値は、3Dデータとして残ることで伝承されるのでしょうか。校舎という物理的空間に身を置き、そこで生まれた教育・地域文化を、次世代に継承することこそ、ちよだの教育と文化を歴史遺産として遺す術ではないでしょうか。

京都は、番組小学校64校の資料を、旧校舎を活用した博物館として一元的に保存しています。千代田区は、公適配で廃校となった14校の資料を、どこに、どのようにのこす政策を持っているのでしょうか。

本業務が、単なる「解体前の記録保存」ではなく、「千代田区の教育史を後世に継承する体系的政策」の第一歩となるよう、区議会の良識ある審議を強く求めています。

以 上

企画総務委員会 送付 8－10

永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 1 2 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年6月12日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき殿

陳情者

件名

永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情

—— 安全性・技術基準違反、法令違反、コスト優位性、耐震二重基準、行政答弁の矛盾、デュープロセス違反及び区議会決議不履行に基づく再検討の要請 ——

① 陳情の趣旨

千代田区が現在進めている旧区立永田町小学校（以下「本校舎」）の解体設計業務に係る公共入札について、以下の10点の重大な瑕疵が存在するため、入札の即時中止と本校舎の保存活用への方針転換を含む事業の抜本的見直しを求める。

第一 安全性・技術基準違反

東京メトロ5路線を含む7機関との近接施工協議が一切なされていない。

第二 解体設計の前提条件の欠落

解体設計における擁壁と本校舎地下室の一体構造調査の欠如。

第三 解体設計における地下構造物及び地盤変動調査の欠落

本校舎及び校庭等敷地内の地下埋設物調査未実施による地下構造物の具体的解体設計の不存在と解体設計が及ぼす地盤変動調査の欠落。ひいては、地下構造物が地盤保持構造物であるにもかかわらず、解体設計における安全性評価が欠落。

第四 地下部分の区分地上権と減価の無視

東京メトロとの5路線分の地下部分の区分地上権による敷地の建築利用制限による跡地資産価値評価の減価に対し検討がなされていない。



第五 法令違反

建築基準法・都市計画法・廃棄物処理法・大気汚染防止法の複数条項及び地方自治法第 237 条（財産の管理及び処分）に違反の疑い。跡地活用計画を策定しないまま公有財産の解体に着手する手続き的瑕疵。

第六 IPH 工法による保存の採算性優位

50 年 LCC（ライフサイクルコスト）で約 80%（40 億円）削減、年間約 1,430 万円の収益によるコスト削減実績の可能性。

第七 耐震評価の二重基準

同じ「危険性がある」評価の本校舎を 20 年以上にわたり仮校舎・有償貸出として使用しながら、今般は解体根拠として持ち出す恣意的な基準の使い分け。

第八 区議会軽視と行政答弁の矛盾

令和 7 年 12 月 19 日の企画総務委員会における施設経営課長答弁が解体根拠 6 項目すべてを否定。

第九 デュープロセス（適正手続き）違反懸念と信頼回復への提言

公共工事適正化法第 3 条の 4 原則すべてに違反の懸念。制度改革未完のまま、工期・工費増大の本新規大型入札を進行。

第十 1996 年「終結宣言」の 30 年間不履行

予算特別委員会の委員長集約「地域関係者との協議を行う」が一度も履行されていない。

② 陳情の理由：添付別紙参照。

③ 要望事項

要望 1 入札の即時中止

本件入札を即時中止し、全検証完了まで再開しないこと。

要望 2 全地下埋設物設置者との協議完了

東京メトロ 5 路線を含む全事業者との事前協議を完了し、結果を公表すること。

要望 3 LCC 比較・環境影響評価の実施公表

解体＋新築と IPH 工法保存の双方及び環境アセスメント評価について第三者による比較評価を実施し公表すること。

要望4 行政答弁の矛盾に関する説明責任

施設経営課長答弁と区の公式資料との矛盾について、区長または副区長が区議会に対し説明責任を果たすこと。

要望5 入札監視委員会の即時設置

外部有識者による常設の入札監視委員会を設置すること。

要望6 第三者調査委員会の設置

日弁連ガイドラインに基づく独立第三者委員会を設置し、関連全案件を遡及調査すること。

要望7 政策経営部資料の訂正と意見照会の再実施

閉校経緯・継続使用実績・耐震評価を正確に訂正し、意見照会を再募集し公表すること。

要望8 1996年委員長集約の履行

「地域関係者との協議」を解体予算計上前に実施すること。

④ 結び

そもそも本件は、令和7年（2025年）9月19日の首脳会議という密室において、区議会の議決を経ることなく、区長了承のもとに校舎解体が決定されたものである。これは、平成8年の公共施設適正配置構想（公適配）に関する委員長集約「地域協議を行う」に反し、首長による議会軽視にほかならない。議事録すら存在しない密室決定から、地域コミュニティ・同窓会・関係者等への説明もなく入札公告に至った経緯は、適正手続（デュープロセス）の観点から到底容認できない。

加えて、本件入札仕様書には、地下鉄5路線・首都高等との近接施工協議の欠落、環境アセスメントの不在、文化財調査の拒否、既存内訳明細書の不添付など、解体設計に不可欠な前提条件が意図的に欠落している。これは、追加調査→追加設計→契約金額の増額変更を必然とする構造であり、お茶の水小事件（落札率99.89%・有罪判決）、四番町公共施設（65億5,600万円→91億6,951万円、+39.8%）と同一のパターンである。首長・副首長・行政部門トップによる現在進行形の官製談合案件ではないかとの疑念を禁じ得ない。

環境の観点からも、本件は到底容認できない。解体により、数千トン規模のCO₂が排出され、また数千トン規模の建設廃棄物が発生するだろう。つまり、数百台規模の10tダンプが国会議事堂隣接の道路を走行することになるのである。保存改修であれば、明治神宮の森約3個分の年間吸収量に相当する温室効果ガスの排出を回避できる。千代田区自らが掲げる「2050ゼロカーボンちよだ」「100年住めるまちちよだ」の理念に照らし、89年使い続けた校舎を壊して莫大なCO₂を排出し、新たに建て直すことが環境政策として合理的であるはずがない。にもかかわらず、仕様

書には CO2 排出量の算定もカーボンオフセット計画も LCA 比較も一切記載されていない。環境アセスメントなき公共事業は、令和の時代において許されるものではないと断言できないのであろうか。

採算性の観点からも、本件は区民に対する背信行為ではなかろうか。解体に推定数十億円の公金を投入しながら、跡地は 5 路線の区分地上権により路線価は、30%以上減価する可能性がある。解体費を差し引けば跡地純資産はほぼゼロとなることも考え得るのである。一方、IPH 工法による保存改修であれば推定数億円で足り、保存活用が断然有利なのは言うまでもなかろう。本校舎は閉校後 30 年以上にわたり、麴町小・麴町中の仮校舎、近隣私学への有償貸出、皇位継承式典・東京オリンピックでの国家行事利用、東京メトロからの区分地上権使用料など、一度も途切れることなく継続利用され収益を生んできた。この実績ある「プロフィットセンター兼コスト削減装置」を、活用計画もないまま莫大な公金を投じて解体し、純資産ゼロの更地とすることが、地方自治法第 2 条第 14 項の最少経費・最大効果原則に適うはずがない。多額の公金を投入する公共施設事業として、採算性を度外視した解体は断じて許されない。

だからこそ、更なる官製談合を生まないために、環境を破壊しないために、区民の貴重な公金を無駄にしないために、永田町小学校校舎を解体してはならない。

千代田区は、校舎を解体して更地にし、子どもの遊び場・広場として整備する旨を提案している。しかし、「教育と文化のまち千代田区宣言」（昭和 59 年告示第 15 号）は、まちづくりのよりどころを「教育」と「文化」に求め、「歴史的に培われた郷土の文化遺産を子どもたちに伝え、次の世代の市民を育む」ことを区政の最高理念として掲げている。同宣言は、歴史的環境がこわされ、多くの仲間がこのまちを離れることへの不安を明記し、だからこそ「政策のすべてが文化の視点から見直され、展開されること」を求めたものである。令和 6 年策定の「千代田区教育と文化に関する大綱」もまた、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」「日本や千代田区の歴史・伝統文化を学ぶことで、自分たちが住む地域に愛着や誇りをもつ」ことを基本方針に据えている。118 年の歴史を持つ永田町小学校校舎を、文化財調査すら行わずに解体し、何の歴史も記憶も宿らない更地に変えることは、これらの宣言・大綱の全面的否定にほかならない。

さらに、千代田区「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」（平成 26 年条例第 17 号）第 3 条第 2 項は、「児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、子どもの人権が尊重され、子どもの調和のとれた人格の発達や情操を育む環境が実現されるよう努める」と定め、同条例第 7 条第 3 項は、「子どもが健やかに遊べるように、区の保有する校庭、園庭、公園及び児童遊園を子どものための遊び場として利用できるように努める」と規定する。公適配の名のもとに学校を閉校して地域コミュニティの核を奪い、さらにその校舎を解体することは、子どもの権利条約第 31 条（休息及び余暇の権利）・第 12 条（意見を表明する権利）の趣旨に反し、憲法第 25 条（生存権）・

第 26 条（教育を受ける権利）が要請する基本的人権の保障を損なうものであり、千代田区自らが制定した条例の根本的な矛盾である。子どもの遊び場は、校舎を解体しなくても校庭で十分に確保できる。校舎を残し、校庭を開放すれば、遊び場と歴史的建造物は共存し得るのである。

明治 41 年、議会政治の父と謳われた東京市長・尾崎行雄の問いに応え、初代校長・小西久麿が「首都の模範的市民準備教育法」を著し、東京市のモデル校として開校した永田町小学校。その校訓「元気でやれば、何でも出来る」は、護憲の志士・高橋是清が遺した言葉である。高橋是清は、第二次護憲運動において、衆議院議員として政党政治の実現に身を投じ、大蔵大臣として軍事費の膨張を抑え国民の暮らしを守るために軍部と対峙し続けた。しかし昭和 11 年、二・二六事件において、永田町に程近い赤坂の自宅で暗殺された。

「元気でやれば、何でも出来る」—— この校訓は、権力の横暴に屈しない護憲の精神そのものである。永田町小学校は、憲政の聖地・永田町に立ち、民主主義教育の原点として 118 年の歴史を刻んできた。密室政治によってこの学び舎を解体することは、尾崎行雄や高橋是清が体現した護憲の精神を、この永田町の地から消し去ることにほかならない。

本陳情は、“ふるさとちよだ”に育まれた、永田町小学校校舎とその精神を後世に遺すべく、行うものである。

なお、文化面の観点から付言する。千代田区は校舎解体後の「記録保存」として、デジタルアーカイブや「思い出のアーカイブ」事業を予定している。しかし、子どもの記憶は、画面の中のデータではなく、五感で触れる実空間によって形成される。復興小学校の設計を統括した東京市技師・古茂田甲午郎が目指したのは、学校を「子供の王国」にすることであった。床暖房の温もり、講堂の反響、校庭の藤棚の木漏れ日、階段の手すりの摩耗——これら身体的に体験される空間の記憶こそが、「教育と文化のまち ちよだ」の次世代を育む土壌である。校舎を壊して更地にし、どこにでもある広場に変えてしまえば、ちよだの子どもたちは、118 年にわたってこの地に積み重ねられた教育と文化の記憶に触れる機会を永久に失う。保存改修によって校舎を遺し、子どもたちが歴史ある空間の中で学び、遊び、育つ環境を継承することこそが、千代田区が「教育と文化のまち」を名乗り続けるための、唯一にして最善の選択である。

以上の理由に基づき、本陳情を提出致します。永田町小学校の立地条件は、極めて複雑であり、現行仕様書のまま解体設計を進めることは、地盤崩壊・インフラ損傷・重大事故の危険を伴うものです。千代田区議会におかれましては、住民の安全と公金の適正使用のため、本陳情の趣旨を真摯にご理解いただき、迅速かつ適切なご対応をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

添付別紙＞②陳情の理由

第一 安全性・技術基準違反——地下埋設物設置者との協議の未実施

1. 東京メトロ近接施工協議の未実施（5 路線）

永田町駅と赤坂見附駅は改札内乗換が可能な一体構造であり、メトロ最多の 5 路線が集中する。外郭 20m 以内にもかかわらず近接施工協議は一切行われていない。

路線	駅名	駅番号	推定深度	協議状況
有楽町線	永田町	Y16	約 23.7m（有楽町線最深）	未実施
半蔵門線	永田町	Z04	約 36.0m（メトロ全駅 3 位）	未実施
南北線	永田町	N07	地下 3 階（約 30m）	未実施
銀座線	赤坂見附	G05	地下 1-2 階（約 10m）	未実施
丸ノ内線	赤坂見附	M13	地下 1-2 階（約 12m）	未実施

2. 地下埋設物設置者（7 機関）との協議の未実施

No.	事業者	埋設物の種類	協議状況
1	東京メトロ（5 路線）	地下鉄トンネル・駅構造物・連絡通路	未実施
2	東京ガスネットワーク	ガス管（中圧・低圧）	未実施
3	東京都水道局	上水道管	未実施
4	千代田区下水道	下水道管渠	未実施
5	東京電力パワーグリッド	電力ケーブル（地中化）	未実施
6	NTT 等通信事業者	通信ケーブル（地中化）	未実施
7	首都高速道路株式会社	高速道路トンネル構造物	未実施

3～5. 東京都仕様書・日本建築学会指針・地盤工学会基準への不適合

東京都「解体・除却工事共通仕様書」（令和 7 年 10 月版）、日本建築学会「建築物の解体工事施工指針（案）」（2024 年 3 月 RC 造編）、地盤工学会基準のいずれにも適合検討がない。

6. 近接施工協議の欠如による安全性確保のための工期・工費の延長・増額試算の未実施

本件敷地の地下には、東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・半蔵門線・南北線及び銀座線の計 5 路線が近接して通過しており、加えて首都高速都心環状線も隣接している。解体工事に伴う振動・地盤変動は、これらの地下構造物の安全性に直接影響を及ぼす。

国土交通省「近接施工に関するガイドライン」に基づき、地下鉄事業者及び首都高速道路株式会社との事前協議が不可欠であるが、仕様書にはこれらの協議に関する記載が一切ない。校舎の地下室は擁壁と一体的に構築されている可能性があり、地下部分の解体が地下鉄トンネルの土留め機能に影響する場合、営業線の安全確保のための仮設工事が必要となり、工期・工費ともに大幅な追加が発生する。

また、本件敷地には東京メトロが民法第 269 条の 2 に基づく区分地上権を設定している可能性がある。これにより敷地の利用には制約が課されており、路線価（推定 45 億円）から 30%以上の減価が生じ、実質 31 億円以下となる。仕様書にはこの区分地上権の存在すら記載されていない。

第二 解体設計の前提条件の欠落

1. 擁壁と校舎地下室の一体構造に関する調査設計の欠如

本件校舎は傾斜地に建設されており、国会議事堂側（東側）から見ると地下 1 階を含む 4 階建ての構造となっている。校舎の地下室は擁壁と一体的に構築されている可能性が高く、解体設計においては擁壁との構造的関係——すなわち擁壁が校舎躯体の一部として機能しているか否か——を事前に調査し、解体工法を検討する必要がある。しかし、仕様書にはこの構造的一体性に関する調査設計が一切含まれていない。

第三 解体設計における地下構造物及び地盤変動調査の欠落

1. 地下構造物が地盤保持構造物であるにもかかわらず、安全性評価が欠落

解体設計仕様書では、地上部分基礎躯体まで解体、地下構造物の残地を前提とする地下部分の埋め戻しという内容になるが、これは、地盤沈下、地下構造物の浮き上がり、擁壁の転倒・滑動、地下水流入による地盤緩みなど、地盤安定性に重大なリスクを生じさせる不合理な仕様となっており、地盤保持機能評価を欠いた設計業務を発注することは、安全性の観点から不当である。

更に、本件敷地は、過去の地下鉄建設工事に伴い校庭に顕著な傾斜が生じている。この傾斜は、地下構造物の存在と地盤変動の履歴を示すものであり、解体工事の施工計画に直接影響する。しかし、仕様書にはこの地盤変動の調査及び対応が記載されていない。

地盤変動による地下インフラへの影響は、地下トンネルの変形、首都高速の不同沈下、下水道管の勾配不良、電力・通信ケーブルの損傷、道路陥没等重大事故につながる恐れがあり、解体仕様

書には、インフラ調査、影響評価、保護工、監視計測等についての一切の記載が無く、公共安全上看過できない欠陥である。

第四 地下部分の区分地上権と減価の無視

本件敷地の地下には、民法第 269 条の 2 に基づく区分地上権が東京地下鉄株式会社（東京メトロ）のために設定されている。5 路線分の区分地上権は、敷地の建築利用を著しく制限する。

評価項目	金額又は率	備考
路線価による土地評価額	約 45 億円	永田町 2 丁目路線価基準
区分地上権による減価率	30%以上	5 路線分の重疊的制限
実質土地評価額	約 31 億円以下	約 45 億円 $\times$ (1-0.30)
解体費用（推定）	約 14～33 億円	地下鉄近接・石綿対策含む
跡地純資産	ほぼゼロ～マイナス	解体費 $\geq$ 実質評価額

さらに、東京メトロからは区分地上権使用料が千代田区に継続的に支払われており、校舎解体後もこの使用料収入は継続するが、解体によって建物の収益活用機会は完全に失われる。

解体に推定約 14～33 億円の公金を投入しながら、跡地純資産がほぼゼロとなることは、地方自治法第 2 条第 14 項の最少経費・最大効果原則に明白に違反する。

第五 法令違反

1. 建築基準法第 8 条

約 32 年間の維持保全義務懈怠。適切に維持保全していれば解体不要だった可能性が高い。

2. 建築基準法第 15 条・第 90 条

除却届出・安全計画届出の未策定。

3. 都市計画法第 53 条・第 59 条

都市計画施設区域内における許可・認可手続きとの整合性未検証。

4. 廃棄物処理法第 12 条

RC 造解体により推定約 3,000 トンの廃棄物が発生するが処理計画なし。

5. 大気汚染防止法

アスベスト事前調査の分離発注義務への未対応。

6. 環境アセスメント欠如

CO₂排出量の定量評価なし。「2050 ゼロカーボンちよだ」との矛盾。

7. 跡地活用計画の不存在——地方自治法第 237 条違反

公有財産の処分にあたっては、地方自治法第 237 条に基づき、財産の適正な管理及び処分が義務づけられている。同条第 2 項は「条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」と規定する。

本件において、千代田区は旧永田町小学校の解体（＝公有財産の不可逆的処分）を計画しているが、解体後の跡地活用計画は一切策定されていない。すなわち、活用の目的・方法・期間・費用対効果のいずれも検討されないまま、区民の共有財産たる公有財産を消滅させようとしている。これは以下の点で違法性が認められる。

(1) 財産管理義務違反：地方自治法第 237 条第 1 項は「その事務を処理するために必要な財産」の適正管理を求めているが、活用可能性の検討なく解体することは管理義務の放棄にほかならない。

(2) 議会議決の潜脱：同条第 2 項が定める議会の議決を経ることなく、事実上の財産処分（解体による価値の消滅）を行うことは、議会の財産処分権限を侵害する。

(3) 公共施設等総合管理計画との不整合：総務省通知（平成 26 年 4 月 22 日付）に基づき策定された千代田区公共施設等総合管理計画は、公共施設の「集約化・複合化」を基本方針としており、活用計画なき解体はこの方針にも反する。

(4) 公有財産台帳との矛盾：本校舎は公有財産台帳に登載された行政財産であり、その廃止・処分には用途廃止の手続きと代替活用計画の策定が前提となるが、いずれも実施が不透明である。

以上のとおり、跡地活用計画を策定しないまま公有財産の解体に着手することは、地方自治法第 237 条の財産管理義務に違反し、かつ公共施設マネジメントの原則にも反する重大な手続き的瑕疵である。

第六 IPH 工法による保存の採算性優位

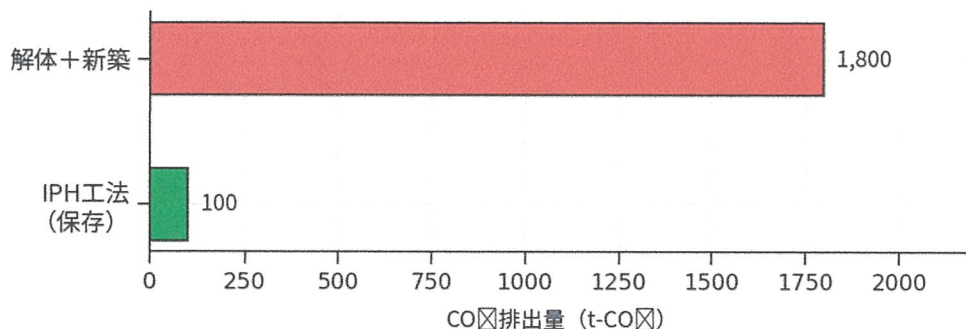
1. IPH 工法の概要

土木学会技術評価第 0020 号認定。NETIS 登録 (CG-070007-V)。従来工法比で経済性 31%向上、工程 58%短縮。

2. CO₂排出量の比較

解体+新築：約 1,800t-CO₂。IPH 工法保存：約 100t-CO₂。約 94%削減。

CO₂排出量比較：約94%削減

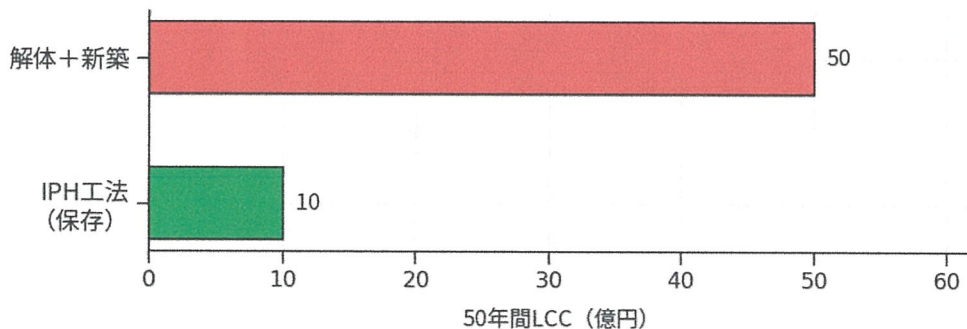


【図 1】 CO₂排出量比較

3. ライフサイクルコスト (LCC) の比較

解体+新築 50 年 LCC：約 50 億円。IPH 工法保存：約 10 億円。約 80% (40 億円) 削減。

LCC比較：約80% (40億円) 削減

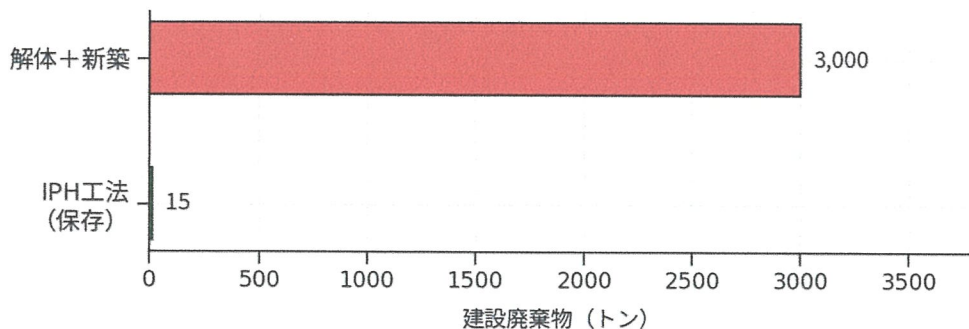


【図 2】 50 年 LCC 比較

4. 建設廃棄物の比較

解体：約 3,000 トン。IPH 工法：約 15 トン (99.5%削減)。

建設廃棄物比較：約99.5%削減



【図 3】 建設廃棄物比較

5. 校舎保存による収益ポテンシャル

1. 私学への仮校舎貸出の実績

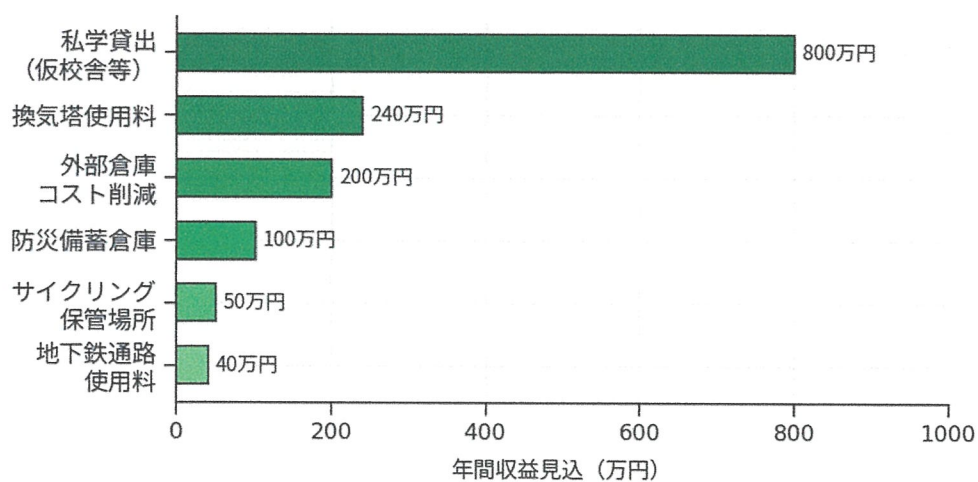
本校舎は閉校後、私学への仮校舎貸出により行政財産使用料の収入実績がある。

期間	貸出先	用途	備考
2005～2006 年	雙葉学園	仮幼稚舎	✓ 賃貸収入あり
2006～2008 年	神田女学園	仮校舎	✓ 賃貸収入あり（2 年間）

2. 収益・コスト削減の総括（推計）

用途	年間見込（万円）	備考
私学貸出（仮校舎等）	約 800	雙葉学園・神田女学園 実績あり
換気塔使用料	約 240	東京メトロとの契約
外部倉庫コスト削減	約 200	区有財産の有効活用
防災備蓄倉庫（コスト回避）	約 100	区の防災計画に寄与
サイクリング保管場所	約 50	住民サービス
地下鉄通路使用料	約 40	東京メトロとの契約
合計	約 1,430	50 年間で約 7.15 億円

校舎保存による収益ポテンシャル（年間合計 1,430万円）



【図 4】校舎保存による収益ポテンシャル

このように、本校舎は閉校後も「プロフィットセンター兼コスト削減装置」として継続的に収益を上げ、または仮校舎として新校舎建設費の削減に貢献してきた。この実績ある資産を、活用計画もないまま解体することは経済的に非合理である。

保存改修の代替手段として、IPH 工法（コンクリート強化工法）が存在する。IPH 工法は、既存コンクリートにケイ酸塩系含浸材を注入し、圧縮強度を回復・向上させるものであり、築 100 年超の建物にも適用実績がある。本件仕様書には IPH 工法その他の保存改修手法との比較検討が一切記載されていない。これは地方自治法第 2 条第 14 項が要求する「最少の経費で最大の効果」を検証する義務を怠るものであり、地方財政法第 4 条第 1 項（経費の効率的使用義務）にも違反するため、よくよく検討されたい。

第七 耐震評価の二重基準——「危険性がある」校舎を 20 年以上使用した事実

千代田区は永田町小学校校舎の耐震診断結果を「危険性がある」と評価した。しかし、同じ「危険性がある」評価のもとで以下の使用実績がある。

1. 「危険性がある」評価下での使用実績

期間	使用内容	使用者	評価
2000～2003 年	麹町小学校建替え時の仮校舎	千代田区（区自身が安全と判断）	危険性がある
2005～2008 年	雙葉学園・神田女学園への有償貸出	民間の児童・生徒が使用	危険性がある
2009～2012 年	麹町中学校建替え時の仮校舎	千代田区（区自身が再び安全と判断）	危険性がある

2. 麹町中学校建替え時の比較（H19 年環境文教委員会）

建物	耐震診断結果	区の対応
永田町小学校	「危険性がある」（評価Ⅱ）	仮校舎として安全と判断し使用 → 今は「危険」と主張し解体
麹町中 2 号館	「危険性が高い」（評価Ⅰ）	閉鎖・取壊し（適切な対応）
麹町中 他棟	「危険性がある」（評価Ⅱ・同じ）	当面現行のまま使用

すなわち、「危険性がある」は「当面使用可能」レベルであり、解体の根拠とはなり得ない。

3. 継続使用の全年表——「未利用・低利用」は虚偽

時期	活用内容	備考
1908 年（明治 41 年）	3 月校舎竣工、6 月東京府東京市永田町尋常小学校開校	創立
1937 年（昭和 12 年）	関東大震災後の改築小学校として木造 2 階建から鉄筋 3 階建となり新たに竣工	RC 造改築

1938 年	4 月 東京市麹町区永田町幼稚園開園	
1945 年	3 月 10 日の東京大空襲に続く 5 月 25 日～26 日の大規模空襲の際、海軍駐屯地として教職員一同、地域避難民と共にプールの水を用い校舎と人命を守り抜いた	戦災免れる
1947 年	戦後、学制改正により千代田区立永田町小学校となる	
1949 年	東京都から行政財産として土地建物、無償譲与	
1995 年	4 月 千代田区公共施設適正配置構想実施により閉校	幼小合計 約 260 名 在校
1998 年	千代田区が永田町小学校仮校舎の耐震診断実施	
1999～2000 年	耐震診断に鑑み、仮校舎として使用のため、外壁改修工事、屋上防水工事、内部改修工事、外溝工事を実施	区費投入
2000～2003 年	麹町小学校仮校舎として使用	公共利用
2003～2004 年	四番町歴史民俗資料館の資料一時保管所として使用	
2005～2006 年	雙葉学園仮幼稚舎として使用	有償貸出
2006～2008 年	神田女学園仮校舎として使用	有償貸出
2009～2012 年	麹町中学校仮校舎として使用	公共利用
2014～2016 年	千代田区永田町一丁目、霞が関二丁目付近再構築工事における仮設物用地として使用	
2016 年～	体育館・校庭を子どもの遊び場等として使用	
2019 年	皇位継承式典/東京オリンピックでの警察官待機場所として無償貸出	国家行事
直近	体育館：環境まちづくり部コミュニティサイクル置き場として使用 校庭：子どもの遊び場として使用	コスト削減
現在	解体設計入札予定	← 本件

※ 特筆すべきは、近隣私立学校（雙葉学園・神田女学園）への有償貸出による収入、区費投入による耐震改修の実施であり、これらの事実は区が本校舎を「活用可能な財産」と認識していたことを明確に示す。

【耐震二重基準の結論】

区自ら「危険性がある」校舎を 20 年以上にわたり仮校舎・有償貸出として使用しておきながら、今般解体の根拠として同じ評価を持ち出すことは恣意的な基準の使い分けであり、行政の一貫性・信頼性を根本から損なう。佐藤課長自身の答弁が、校舎の構造的健全性を裏付けている。「私学

への貸出収入が仮校舎化工事費用を上回っている」(要望書より)という事実は、本校舎が区にとって収益資産であったことを示す。区の「未利用又は暫定活用」は事実に反する。

第八 区議会軽視と行政答弁の矛盾——施設経営課長答弁が解体根拠 6 項目すべてを否定

令和 7 年（2025 年）12 月 19 日の千代田区議会において、施設経営課長が行った答弁は、区が解体の根拠として掲げてきた公式資料の記述を項目ごとに尽く否定する内容であった。

区の公式資料（解体根拠）	施設経営課長の答弁（R7. 12. 19）	矛盾の評価
「倒壊リスクが高い」	強度 250～300kg（基準 240kg 超） 「落ちることは考えづらい」	△ 基準値超の強度が確認済。倒壊リスク否定
「老朽化が深刻」	中性化は「そんなに悪くない」	△ 老朽化の深刻さを担当課長が否定
「地震に弱い」	東日本大震災後「構造的に大きな影響なし」	△ M9.0 でも構造被害なし＝耐震性の実証
「耐震基準が変わった」	RC 造の基準は「特に変わっていない」	△ 新耐震基準との不適合を理由にできない
「天井落下の危険」	体育館に「天井材はない」「問題はな い」	△ 存在しない天井材を根拠にした虚偽
「危険性が高い」	診断は「危険性がある」（全く異なるレ ベル）	△ I（高い）と II（ある）の意図的混同

【耐震診断の安全性評価（3 段階）】

評価区分	内容
I：危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
II：危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
III：危険性が低い	地震に対して安全な構造であると判断できる。

本校舎の診断結果は評価Ⅱ「危険性がある」であるが、区の公式資料では「危険性が高い」（評価Ⅰ相当）と記載。施設経営課長答弁により、解体根拠 6 項目すべてが区自身の答弁で否定されたことは、区議会および区民に対する重大な虚偽説明に該当する。

第九 デュープロセス（適正手続き）違反懸念と信頼回復への提言

1. 百条委員会との関連

千代田区議会は、令和 6 年（2024 年）に設置した 100 条委員会（地方自治法第 100 条に基づく調査特別委員会）において、区内 5 地区の再開発事業（総延床面積約 7,500 m²超）に関する不正疑惑を調査中である。本件解体設計委託も、首長・副首長・行政部門トップが首脳会議という密室で決定し、区議会の議決を経ずに入札公告に至っている点において、同様の不透明な意思決定プロセスを辿っている。

デュープロセスの原則は、公権力の行使にあたり公正な手続きが保障されなければならないという法の支配の根幹原則である。

2. 公共工事適正化法第 3 条——4 原則すべてに違反の懸念

原則	内容	根拠法令
透明性の確保	入札・契約の過程を公開し区民の監視を可能にする	適正化法 第 3 条 1 号
公正な競争	全参加者に平等な条件を保障する	適正化法 第 3 条 2 号
不正行為の排除	談合その他の不正を徹底排除する	適正化法 第 3 条 3 号
適正な履行の確保	契約内容が安全かつ適切に履行されることを確保する	適正化法 第 3 条 5 号

※千代田区は 2024 年 1 月の官製談合防止法違反による逮捕・有罪にもかかわらず、制度改革が未完了のまま新たな大型入札が進行中である。

3. デュープロセス回復のための 8 提言

提言① 入札監視委員会の即時設置

外部有識者による常設の入札監視委員会を設置し、すべての入札をリアルタイム監視する。

提言② 第三者調査委員会による真相究明

日弁連ガイドラインに基づく独立第三者委員会の設置。

提言③ 公益通報者保護制度の実効化

「告発した者が罰せられる」構造を転換。

提言④ 永田町小解体入札の即時凍結

再発防止策の実効性検証と、地下インフラ管理者（東京メトロ・首都高速）との技術協議を先決事項とする。

提言⑤ 復興小学校としての文化的価値評価

1937 年竣工の復興小学校の建築・文化的価値を評価。保存・活用を検討。

提言⑥ 議員口利き禁止・記録制度の条例化

議員からの入札に関する問い合わせを記録・公開する制度を条例として制定。

提言⑦ 政策経営部資料 3-2 の訂正と意見照会の再実施

要望書が指摘する閉校経緯・継続使用実績・耐震評価を正確に訂正し、全意見を公開のうえ意見照会を再募集。

提言⑧ 地域コミュニティとの懇談の場の設置

陳情者や各関係者との懇談の場を、解体予算の計上審議前に設ける。

第十 1996 年「終結宣言」の 30 年間不履行

平成 8 年（1996 年）第一回定例会の予算特別委員会において、以下の委員長集約がなされた。

【委員長集約①】

「公共施設適正配置構想は、役割を終えたものとする。必要な施設の建設については、新基本計画の改訂の中に組み入れる。」

【委員長集約②】

「旧永田町小学校の解体については、地域要望を勘案しつつ地域関係者との協議を行う。」

【執行機関（区長）の表明】

「この委員長集約を真摯に受けとめ、執行に当たる。」

上記の委員長集約は、区議会における正式な意思決定であり、執行機関はこれを遵守する義務を負う。しかしながら、この「終結宣言」から 30 年間、「地域関係者との協議」は一度も行われていない。

この不履行は以下の問題を含む。

- ① 区議会決議の無視：区議会の正式な委員長集約を執行機関が 30 年間にわたり履行しないことは、議会制民主主義の根幹を侵害する。
- ② 住民参加の機会剥奪：卒業生や地域関係者が解体方針の策定過程に一度も参加できなかったことは、住民自治の原則に反する。

- ③ 現行入札の正当性の根本的欠缺：「地域関係者との協議」という前提条件を充足しないまま解体設計入札を公告することは、手続き的に無効である。
- ④ 信義則違反：「真摯に受けとめ、執行に当たる」と表明しながら 30 年間放置したことは、行政の信義誠実の原則（信義則）に違反する。

・ 関連法令・技術基準一覧

分類	法令・基準名	関連条項
安全基準	建設工事公衆災害防止対策要綱	国交省告示第 496 号
安全基準	東京メトロ近接施工協議基準	外郭 20m 以内・5 路線
安全基準	東京都「解体・除却工事共通仕様書」	令和 7 年 10 月版
安全基準	日本建築学会「解体工事施工指針」	2024 年 3 月 RC 造編
安全基準	地盤工学会基準	近接施工技術基準
法令	建築基準法	第 8 条・第 15 条・第 90 条
法令	都市計画法	第 53 条・第 59 条
法令	廃棄物処理法	第 12 条
法令	大気汚染防止法	アスベスト事前調査
法令	建設リサイクル法	分別解体・再資源化
法令	公共工事入札契約適正化法	第 3 条（4 原則）
法令	官製談合防止法	入札談合等関与行為の排除
法令	地方自治法	第 237 条（財産の管理及び処分）
環境	2050 ゼロカーボンちよだ	CO ₂ 実質ゼロ宣言
技術	IPH 工法 土木学会技術評価	第 0020 号認定

企画総務委員会 送付 8－15

旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止
および適切な比較検討を求める陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 22 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年6月22日

陳情書

千代田区議会議長 秋谷 こうき 殿

陳情者



【陳情の件名】

旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情

【陳情の趣旨】 現在、千代田区が令和8年6月25日開札予定で手続を進めている「旧永田町小学校解体設計業務委託」の公募制指名競争入札に関し、仕様の不備および同時期発注の他案件との著しい不整合が認められます。このままでは適正な税金の執行が妨げられ、多額の公金が浪費される恐れが極めて高いため、当該入札手続きを即時中止し、十分な比較検討と一貫性のある方針への見直しを求めるよう、以下の通り陳情いたします。

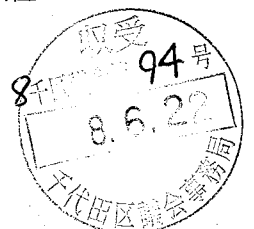
【陳情の理由】 本件解体設計業務の推進には、以下の通り重大な制度上の矛盾と、政策決定における比較検討の欠如が存在します。

1. 公募制指名競争入札の根幹を揺るがす不当な発注形態

区は本件を「公募制指名競争入札」に付していますが、発注仕様における解体範囲が「地上部分基礎躯体まで解体」という実務上多義的で曖昧な表現に留まり、さらに積算の前提となるべき「予定工事費」すら未定のままとなっています。本来、公募制指名競争入札は、明確な仕様に基づいて各業者が厳密に見積もりを競うべき制度です。解体範囲の深度も工事予算の枠組みも示されない中では、業者が同一条件で積算することは原理的に不可能であり、適正な価格競争が働きません。入札を単なる「最低制限価格の引き当てクジ」へと変質させるものであり、制度の趣旨を著しく逸脱しています。

2. 同時期発注の「旧外神田住宅」解体設計との著しい不整合

区が同時期に発注している「旧外神田住宅解体設計業務」においては、本件同様に跡地利用用途が「検討中」であるにもかかわらず、その解体範囲を「地下構造体を残し地盤面からマイナス500ミリメートルまで」と限定し、費用抑制と将来への柔軟性



を残しています。一方で、本件旧永田町小学校においては、同様の用途未定地でありながら、何ら合理的な比較検討を行うことなく、プールや外構樹木の撤去、さらには建築計画なき擁壁改修まで含む広範な破壊を先行させています。この同一自治体内における方針の二重基準（ダブルスタンダード）は、行政の一貫性と公平性を著しく欠くものです。

3. 手順の逆転による巨額の財政的損害（二重投資）のリスク

跡地利用の用途が決定していない段階で、プール解体や外構樹木等撤去、擁壁改修を行うことは、将来の再整備において「仕様が合わない」という事態を招き、再設計や再施工による「二重投資の無駄（公金の浪費）」を確実に発生させます。また、予算枠（予定工事費）を定めずに設計を先行させた結果、算出された工事費が区の財政計画を超過した場合、基本設計のやり直し（手戻り）による設計委託料の完全な無駄遣いが生じます。

【要望事項】

1. 令和8年6月25日開札予定の「旧永田町小学校解体設計業務委託」の入札手続きを即時中止すること。
2. 旧外神田住宅の事例等との整合性を踏まえ、費用対効果の観点から適切な比較検討を行い、解体の是非を含め、方針を再検討すること。

企画総務委員会 送付 8－16

旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情

受付年月日 令和 8 年 6 月 22 日

陳 情 者 提出者 1 名

令和8年(2026年)6月22日

陳 情 書

千代田区議会議員 秋谷 こうき 殿



件名:旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情

— 公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会中間報告書(平成23年3月)及び千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書(令和6年7月)の教訓を踏まえた、議会関与の制度的確保についての要望 —

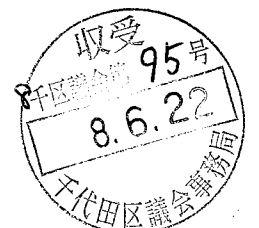
陳情の理由:

千代田区議会は、平成22年第4回区議会定例会継続会において、「行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議」を可決し、特別委員会として、「公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会」を設置した。本委員会は、平成5年(1993年)から平成9年(1997年)までに行われた区立小学校の校舎解体工事の入札等の契約事務について調査を行い、平成23年3月31日付で同委員会中間報告書(以下「中間報告書」という。)を取りまとめた。中間報告書は、契約事務の透明性確保の重要性について重要な指摘を行うとともに、契約制度の改善、「千代田区職員等公益通報条例」の運用充実、「区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱」及び「不当要求行為の記録に関する取扱要綱」の制定など、各制度改革の契機となった。

令和6年1月、元区議会議員及び元職員による官製談合防止法違反事案(お茶の水小学校・幼稚園改築工事関係)が発覚した。区はこれを受け、「千代田区入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」及び「千代田区入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置し、令和6年7月に「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」(以下「再発防止検討報告書」という。)を公表した。また、令和6年3月開催の千代田区議会「契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会」においては、公適配時の小学校校舎解体工事等をめぐる先述の中間報告書が「区議会事務局資料1」として委員に配付され、再発防止策の検討資料として活用された。これらの経緯は、中間報告書の教訓が現時点においても重要な参照点であることを示している。

旧永田町小学校校舎の解体は、お茶の水小学校・幼稚園改築工事に係る官製談合防止法違反事案後、近年における大規模な区立小学校関連工事となる。中間報告書及び再発防止検討報告書の教訓を踏まえ、本件解体に係る意思決定及び契約手続については、議会関与と契約透明性の確保について、特段の配慮が求められることを注意喚起されたい。

陳情項目:



よって、千代田区議会に対し、下記の事項について審議のうえ、関係機関に必要な措置を講じられるよう求める。

1 区長による説明責任の確保

旧永田町小学校は、明治の創立以来、当時の東京市長尾崎行雄氏より、東京の模範市民教育の実践校としての役割を任せられ、日本の教育モデル校として、明治・大正・昭和・平成の時代を国家の中核永田町で果たしてきた経緯があり、戦後もその土地建物は教育目的の財産として承継されている。旧永田町小学校校舎の解体理由については、公式説明における「教育目的」の位置付けを含め、区長による本会議又は所管常任委員会における公式答弁の機会を設けていただきたい。

2 教育用財産の用途変更プロセスの公開

旧永田町小学校敷地に係る財産区分の用途変更に関する庁内決裁文書、関係会議体（首脳会議、区有地等活用検討会等）の議事録及び起案文書について、区議会に資料として提出することを求める。

3 日本国憲法第26条「教育を受ける権利」との適合性の検証

教育用財産として承継された旧永田町小学校校舎の解体方針について、日本国憲法第26条「教育を受ける権利」及び地方自治法の関係規定との整合性を、区議会において公式に検証することを求める。

4 解体方針の議会承認手続の制度化

旧永田町小学校校舎の解体の執行に先立ち、区議会本会議における承認議決を要件とする旨の条例制定について審議することを求める。

5 教育用財産処分基準の制度化

教育用財産の用途変更及び処分に関する基準を条例として制度化し、議会関与・区民参加・外部有識者の関与を必須要件とすることについて審議することを求める。

6 周辺都市計画・国有地との関係の透明化

旧永田町小学校敷地に隣接する都市計画道路補助第21号線計画区域及び国有地等との関係について、千代田区が把握している範囲で、東京都及び国との協議の経緯等を含め、区議会、区民及び外部有識者に対し協議の内容を公開し説明を行うよう、関係部署に求めること。

7 契約透明性確保のための外部監視体制の整備

中間報告書及び再発防止検討報告書の教訓を旧永田町小学校解体プロセスに制度的に適用し、外部有識者を含む契約監視体制を解体・改修工事等の着手前に整備するよう、関係部署に求めること。

結 語:

本陳情は、特定の個人又は組織に対する非難を目的とするものではない。陳情者の意図は、千代田区における公有財産処分の意思決定過程について、議会制民主主義及び情報公開の原則に基づき、制度的な検証と改善が行われることに尽きる。

明治以来地域に根差してきた旧永田町小学校について、教育用財産としての歴史的経緯及び現校舎の文化財・建築的価値を踏まえ、解体方針の決定過程に関する公式な公開検証と、関係条例等の制度的整備が行われるよう、区議会の良識ある審議を強く求めるものである。

企画総務委員会 送付 8－17

旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、
及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

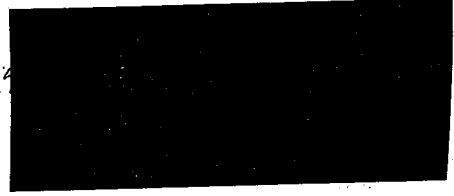
受付年月日 令和 8 年 6 月 2 2 日

陳 情 者 提出者 1 名

2026年6月22日

陳 情 書

千代田区議会議長 秋谷 こうき殿



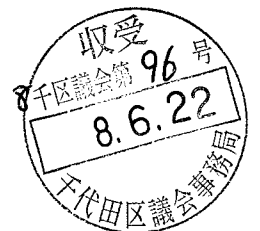
件名: 旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情

【陳情の理由】

旧永田町小学校土地建物の教育用財産としての性格を確認し、公共施設に係る行政財産・普通財産・留保財産の用途廃止・用途変更等プロセス公開の条例化を求めたく、係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求めるため。

千代田区が公表する旧永田町小学校に関する公式説明において、校舎解体の理由として記載されている主な事項は、(一) 都心部における新たな土地取得の困難性、(二) 校舎の老朽化、(三) 維持管理上の課題、(四) 柔軟な土地活用の可能性、(五) 将来の行政需要への柔軟な対応——の5点である。これらの説明においては、旧永田町小学校の土地建物がそもそも東京市時代に、子どもの教育目的にて投資されたものであるという整備趣旨が脱落している点を指摘申し上げます。千代田区は、所有者としての権限を有するとしても、東京市から承継した旧永田町小学校土地建物についての『教育用財産としての整備趣旨』を尊重し、東京都民全体への説明責任を果たす公的責任を負うことを何より認識されたい。公共施設適正配置構想による閉校以来、旧永田町小学校の土地建物の財産区分について、教育条件の確保・教育環境の改善・教育用財産の継続的活用といった「教育目的」に直接関わる記載が確認できないため、区議会においては、千代田区が解体根拠とする説明の内容と教育目的との整合性について、改めて確認することが求められる。元来、行政財産とは、目的限定性の性格を持ち、その「用途」または「目的」の保全を原則とする。従って、千代田区が公共施設適正配置構想にて閉校とした学校群、特に東京市による復興小学校及び改築小学校に係る恣意的用途廃止は、用途保全の原則の空洞化であり、実質的な土地利用転換である。

千代田区は、旧永田町小学校の土地建物について、公共施設適正配置構想による閉校後、度々、小学校、幼稚園、中学校へ仮校舎として貸出しを行っているが、都度、用途変更を行い、遂



には留保財産の制度を用いて解体を根拠づけ、普通財産のまま、無計画に解体実施に走っているのではないのでしょうか。目的喪失状態での闇雲運転行政と言わざるを得ません。こうした経緯を踏まえ、公共施設に紐づく行政財産・普通財産における用途廃止・用途変更等プロセスについて公開し、区民・関係者に明確に説明するステップを経て区議会にて議論いただきたく、条例化の旨、切にお願い申し上げます。

旧永田町小学校関係の陳情審査について

- ・送付 8-10 永田町小学校校舎解体設計業務の即時入札中止及び校舎の保存活用を求める陳情
- ・送付 8-15 旧永田町小学校解体設計業務委託における不公正な入札手続きの中止および適切な比較検討を求める陳情
- ・送付 8-16 旧永田町小学校校舎の解体方針に関する陳情
- ・送付 8-17 旧永田町小学校に係る行政財産から普通財産への財産区分変更、及びその後の留保的管理方針決定に至る一連の意思形成過程の開示を求める陳情
- ・送付 8-18 旧永田町小学校関係資料デジタルアーカイブ等制作業務に関する公募型プロポーザル方式(企画競争)に対する疑問と、校舎原物保存および公適配廃校14校の統一アーカイブ化を求める陳情

1. 解体設計について

陳情	陳情項目	内容等(概要)
8-10	安全性・技術基準違反	東京メトロ5路線を含む7機関との近接施工協議が一切なされていない。
8-10	解体設計の前提条件の欠落	解体設計における擁壁と本校舎地下室の一体構造調査の欠如。
8-10	解体設計における地下構造物及び地盤変動調査の欠落	本校舎及び校庭等敷地内の地下埋設物調査未実施による地下構造物の具体的解体設計の不存在と解体設計が及ぼす地盤変動調査の欠落。ひいては、地下構造物が地盤保持構造物であるにもかかわらず、解体設計における安全性評価が欠落。
8-10	法令違反	建築基準法・都市計画法・廃棄物処理法・大気汚染防止法の複数条項及び地方自治法第237条(財産の管理及び処分)に違反の疑い。跡地活用計画を策定しないまま公有財産の解体に着手する手続き的瑕疵。
8-10	IPH 工法による保存の採算性優位	50年LCC(ライフサイクルコスト)で約80%(40億円)削減、年間約1,430万円の収益によるコスト削減実績の可能性。
8-10	区議会軽視と行政答弁の矛盾	令和7年12月19日の企画総務委員会における施設経営課長答弁が解体根拠6項目すべてを否定。
8-15	公募制指名競争入札の根幹を揺るがす不当な発注形態	発注仕様では、解体範囲が「地上部分基礎躯体まで解体」と曖昧な表現に留まり、さらに積算の前提となる「予定工事費」も未定。
8-15	同時期発注の「旧外神田住宅」解体設計との著しい不整合	同時期に発注している「旧外神田住宅解体設計業務」では、跡地利用用途が検討中だが、解体範囲を「地下構造物を残し地盤面-500mmまで」と限定し費用抑制と将来への柔軟性を残している
8-15	手順の逆転による巨額の財政的損害(二重投資)のリスク	跡地利用未定の段階で、プール解体や樹木等撤去、擁壁改修を行うことは、将来の再設計・再施工など二重投資が確実に発生。
8-16	周辺都市計画・国有地との関係の透明化	都市計画道路補助第21号線計画区域及び国有地との関係を協議経緯を含め公開し、説明を行うよう関係部署に求める。

2. 財産の取扱いについて

陳情	陳情項目	内容等(概要)
8-10	地下部分の区分地上権と減価の無視	東京メトロとの5路線分の地下部分の区分地上権による敷地の建築利用制限による跡地資産価値評価の減価に対し検討がなされていない。
8-10	耐震評価の二重基準	同じ「危険性がある」評価の本校舎を20年以上にわたり仮校舎・有償貸出として使用しながら、今般は解体根拠として持ち出す恣意的な基準の使い分け。
8-10	1996年「終結宣言」の30年間不履行	予算特別委員会の委員長集約「地域関係者との協議を行う」が一度も履行されていない。
8-16	区長による説明責任の確保	旧永田町小学校は長年教育拠点としての役割を果たしてきたことから、解体理由について、教育目的の位置付けも含めて区長が公式に説明すること。
8-16	教育用財産の用途変更プロセスの公開	旧永田町小学校敷地に関する用途変更について、庁内決裁文書や関係会議体の議事録等を区議会に提出すること。
8-16	日本国憲法第26条「教育を受ける権利」との適合性の検証	解体方針と日本国憲法第26条や地方自治法との整合性について、区議会において公式に検証すること。
8-16	解体方針の議会承認手続の制度化	解体する場合には、本会議での承認議決を要件とする条例の制定について審議すること。
8-16	教育用財産処分基準の制度化	用途変更や処分の基準を条例化し、議会関与・区民参加・外部有識者の関与を必須とすることについて審議すること。
8-17	行政財産から普通財産への財産区分変更に至る経緯の開示	旧永田町小学校は教育用財産として整備された経緯があり、その趣旨が十分に説明されていない。
8-17	留保的管理方針決定までの意思形成過程の開示	閉校後の財産区分変更や用途変更の過程において、教育目的との整合性が不明確である。
8-17	公共施設に係る用途廃止・用途変更プロセスの公開及び条例化の検討	行政財産の用途廃止や普通財産化の過程について、区民への説明や制度的なルールが不足している。

3. 入札制度について

陳情	陳情項目	内容等(概要)
8-10	デュープロセス(適正手続き)違反懸念と信頼回復への提言	公共工事適正化法第3条の4原則すべてに違反の懸念。制度改革未完のまま、工期・工費増大の本新規大型入札を進行。
8-16	契約透明性確保のための外部監視体制の整備	中間報告及び再発防止検討報告書の教訓を解体プロセスに制度的に適用し、外部有識者を含む契約監視体制の事前整備。

4. 保存方法(デジタルアーカイブ等)について

陳情	陳情項目	内容等(概要)
8-18	旧永田町小学校校舎および館内資料について、デジタル化を「原物保存の代替措置」ではなく「原物保存と併存	デジタル化は手段であって目的ではない。本来問われるべきは、「何を後世に残すのか」という教育的・文化的判断。

陳情	陳情項目	内容等(概要)
8-18	する記録措置」として位置付ける方針を、区議会において明確に確認すること。	デジタル化はあくまで原物保存を補完する記録手段であり、原物には、デジタル記録では代替不能な情報が含まれる。 本業務においては、この「原物保存の原則」が示されていない。
8-18	デジタルアーカイブ化される「卒業記念制作品等約18点」および「委託者指定資料概ね10点」について、対象品目一覧・選定基準・選定者・決定時期を区議会に対して公表すること。	具体的な数字の妥当性を検証するため、①対象品目、②選定基準、③選定者、④選定時期と選定過程、⑤除外品目の有無と除外理由の公表を求める。
8-18	上記対象品目の選定にあたっては、制作者本人である卒業生および当時の教職員に対して事前の意見聴取および同意確認を制度的に行うことを、区の方針として確認すること。	卒業記念制作品は著作権及び人格権を有するものであることから、検討してほしい。
8-18	本業務におけるオーラルヒストリー映像制作、3D計測、資料撮影等の「デジタル化の方法・仕様・公開方針」について、区議会文教福祉委員会等の所管委員会において実質的な審議機会を確保すること。	本校舎解体を前提としたインタビュー制作は時期尚早。 区議会文教福祉委員会その他の所管委員会や、これまで永田町小学校を所轄した各部署において、永田町小学校の文化的、教育的、歴史的意義付け等について、実質的に審議された形跡が確認できない。 教育資料の保存方針は区民全体に関わる事柄である。
8-18	旧永田町小学校のみならず、平成3年(1991年)公適配により統廃合された旧区立小学校14校すべての歴史資料・卒業制作・学校運営資料・地域史資料等について、統一的な保存・アーカイブ化・公開方針の策定を検討すること。	公適配で廃校となった14校の資料を統一的に保存・公開する政策を策定すべき。
8-18	上記統一方針の策定にあたっては、京都市学校歴史博物館(旧開智小学校校舎を改修活用し、番組小学校64校の資料を収集・保存・展示する施設)の運営実態等先例を実地調査のうえ、参考とすること。	京都市には、明治2年(1869年)に開校した日本最初の学区制小学校「番組小学校」64校の資料を収集・保存・展示する「京都市学校歴史博物館」が、平成10年(1998年)に開設されている。 永田町小学校の校舎を活用し、千代田区のエデュケーション・センターにおける体系的な拠点とすることを提案する。
8-18	本業務の履行期間中および終了後において、デジタル化した「原物」(卒業制作・指定資料等)は原則として廃棄しないこと。廃棄が不可避と判断される場合には、事前に区議会所管委員会への報告を義務付け公表すること。	本業務は、「解体前の記録保存」を実質的な目的とするものと読み取れる。 デジタルアーカイブ化と校舎保存は矛盾しないものであり、デジタルアーカイブ化するので保存したといえるという論理の飛躍は、教育資料保存の原則や、行政財産管理の原則から納得できない。

振り仮名記載に伴う戸籍証明書コンビニ交付の休止について

区では、区民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、戸籍証明書等の公的証明書を取得できる証明書コンビニ交付サービスを実施している。

この度、千代田区の戸籍への振り仮名記載作業に伴い、下記の日程で戸籍証明書のコンビニ交付を休止する。

1 休止する理由

令和8年5月26日までに、振り仮名の届出が行われなかった戸籍については、本籍地の市区町村が昨年通知した「仮の振り仮名」に基づき、氏名の振り仮名の一括記載を行うこととなる。

この作業を行うにあたり、戸籍情報システムサーバとコンビニ交付サーバとの連携を停止する必要があるため。

2 休止対象

戸籍全部(個人)事項証明書、附票全部(個人)事項証明書の発行
利用登録申請

※戸籍以外の証明書(住民票、税証明等)は通常どおりコンビニ交付の利用が可能

3 休止する日程及び再開日時

(1) 休止日程： 令和8年8月29日(土)、9月5日(土)、9月12日(土)

※ 区役所2階及び各出張所設置のマルチコピー機での発行も休止

(2) 再開日時： 翌週月曜日の午前9時から

4 休止に関する区民等への周知方法

- ・広報千代田8月5日号
- ・千代田区ホームページ
- ・区公式 SNS(公式 X・フェイスブック・LINE)
- ・コンビニマルチコピー機内での表示

過料徴収におけるキャッシュレス決済の導入について

1 概要

「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」に基づく路上喫煙違反者に対する過料(2,000 円)については、これまで現金で徴収を行ってきた。

近年、キャッシュレス決済の普及により現金を持ち歩かない者が増加しているほか、外国人旅行者をはじめとした来街者が増加していることから、徴収手続の円滑化及び公平な制度運用を図るため、過料徴収時にキャッシュレス決済を導入する。

2 導入の目的

- (1)現金を所持していない違反者への対応
- (2)外国人旅行者を含む来街者への利便性向上
- (3)過料徴収の確実性及び事務効率の向上
- (4)徴収手段の多様化による公平な制度運用の確保

3 対応開始時期

令和8年8月上旬から段階的に試行開始

※令和8年 10 月1日から全面施行予定

4 対象区域

千代田区内全域

※試行期間中は秋葉原地区で実施

5 導入機種

携帯型決済端末(モバイル決済端末)

※指導員が現場に携行し、その場で決済可能

6 対応可能な決済手段

・クレジットカード

- ・交通系 IC カード
- ・電子マネー
- ・各種コード決済(PayPay、楽天ペイ等)

7 導入効果

- ・現金を所持していない違反者への対応が可能
- ・外国人旅行者等への対応力が向上
- ・徴収漏れの防止及び徴収率の向上
- ・現場での手続時間の短縮

九段生涯学習館の代替施設について

1 概要

九段生涯学習館(昭和 55 年竣工)は、「九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業」の地区内に所在しており、区が従後に取得する権利床については、「九段生涯学習館」とし、生涯学習館の機能更新を軸に検討している。本再開発事業の施行により、施行地区内に所在する九段生涯学習館は、今後明渡しを求められる予定である。

そのため、区有施設の明渡しに伴う補償として、九段南一丁目地区市街地再開発組合(以下「再開発組合」という。)に九段生涯学習館の代替施設を求めてきたところ、仮移転先として、神田小川町二丁目ビル(以下「仮施設」という。)が選定されることとなったため、物件概要について報告するものである。なお、仮施設は、再開発組合が賃借人として賃貸借契約を締結し、区は仮施設を使用する。

2 仮移転先の物件概要

- ・ 物 件 名 神田小川町二丁目ビル
 - ・ 所 在 地 千代田区神田小川町二丁目 3 番地 5、3 番地 6、3 番地 8、
3 番地 21、3 番地 23 (地名地番)
 - ・ 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根(地上 7 階、地下 1 階)
 - ・ 築 年 月 1991 年 3 月
 - ・ 延床面積 2,213.57 m² (登記簿面積)
- (参考) 現況の九段生涯学習館の延床面積 2,817.33 m² (公有財産表の面積)
現施設と比較して延床面積は約 600 m²減少するが、廊下や電気室等の共有部の面積が減少するものであり、現居室の機能は維持可能である。

3 仮移転先の検討経緯

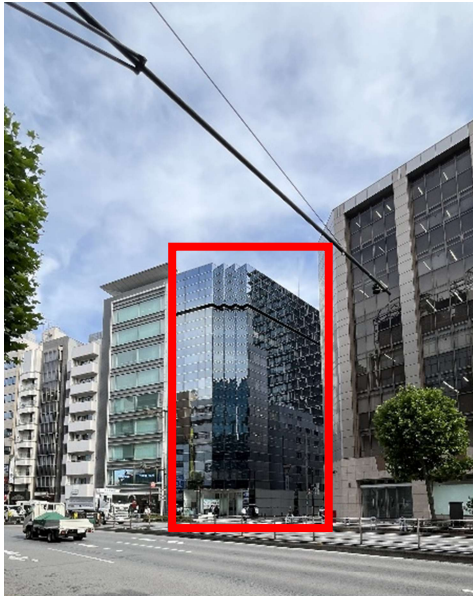
再開発組合に現九段生涯学習館の明渡しに伴う補償として、代替施設を要求したところ、計 5 件の物件が提示されたが、不特定多数の利用や音、振動といった生涯学習館固有の諸条件を十分に満たす物件でないことを確認した。

そのため、区において不動産事業者を通じて照会を行ったところ、仮移転先の候補として 50 件を超える物件情報を取得した。このうち、立地、開館時間、エントランスセキュリティの煩雑さ、防音・振動への対応、バリアフリー対応等の観点から、施設固有の諸条件に見合う物件として、神田小川町二丁目ビルが仮移転先の候補となったため、再開発組合による補償対象として調整し、仮施設が選定されることとなった。

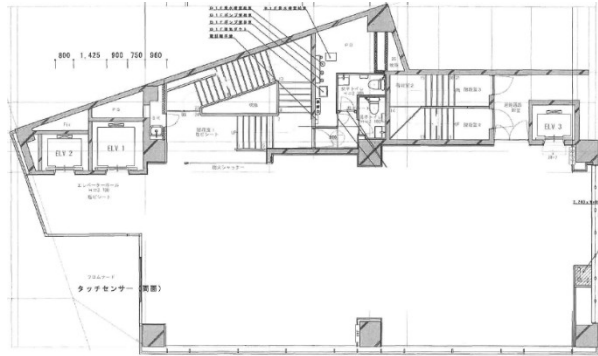
4 代替施設の整備スケジュールについて（予定）

令和8年 8月上旬 再開発組合理事会にて本物件に係る契約の承認
その後、代替施設のレイアウト検討及び設計
令和9年から 内装工事・移転予定

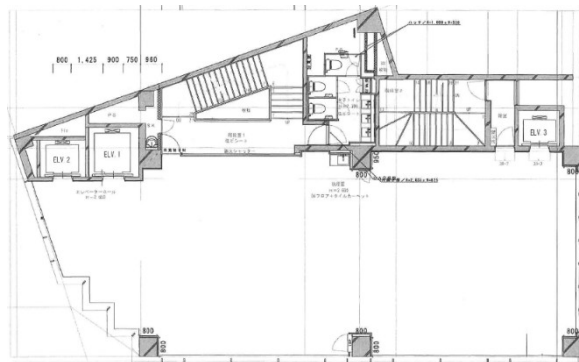
5 仮移転先の物件等



施設外観



1階平面図



2階平面図



施設位置図

※地理院地図(国土地理院)を
加工して作成

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 都営新宿線 「小川町駅」 | 徒歩3分 |
| ② 丸の内線 「淡路町駅」 | 徒歩3分 |
| ③ 千代田線 「新御茶ノ水駅」 | 徒歩3分 |
| ④ 半蔵門線、都営新宿線、都営三田線 「神保町駅」 | 徒歩7分 |

令和 9 年度予算編成方針

令和 8 年 7 月 13 日

区 長 決 定

我が国の景気は緩やかに回復しているものの、中東情勢の影響や物価高騰の動向には注視が必要です。本区においても、歳入の根幹をなす特別区民税は堅調に推移しているものの、国の税制改正等の動向や、物価・人件費の上昇に伴う財政負担の増加、将来的な投資的経費の増大を見込むと、区財政の先行きは決して楽観視できません。

長期金利の上昇など社会経済情勢は依然として不確実性が高く、足元では人口減少や少子高齢化が急速に進行するなど、区政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。区政 80 周年という節目を迎える今、変化を恐れず、課題の本質を捉え、必要な施策を先手先手で展開していかなければなりません。

とりわけ、首都直下地震や気候変動に伴う自然災害の激甚化、酷暑の常態化、AI や SNS の普及を背景とした偽・誤情報の拡散、体感治安や衛生環境への不安、住宅コストの著しい上昇など、区民の安全・安心に関する課題に的確に対応し、子ども、高齢者、障害者をはじめ、全ての区民が安心して住み続けることのできる地域社会を実現していく必要があります。

さらに、江戸由来の祭礼文化や神保町の文字・活字文化といった本区の多彩な文化・地域資源を活かすとともに、地域特性を踏まえた産業振興等により、持続可能なまちづくりを進め、地域のにぎわいや活力を高めていくことが重要です。また、これまで行政や地域との関わりが希薄であった層との接点を広げ、人々のつながりを育み、地域コミュニティを醸成していく必要があります。

また、「AI 時代」の中、区政のあらゆる分野で積極的にデジタル技術を活用し、区民サービスの質の向上を図ることはもとより、今後の労働力人口の減少を見据えた抜本的な業務改革は待ったなしの状況です。このまま手をこまねいては手遅れになることを強く認識し、デジタル技術による業務改革をこれまでにない圧倒的なスピードで進めなければなりません。あわせて、各所管の業務負担が生じないよう工夫して進めることが重要です。加えて、区政を担う職員一人ひとりが、主体性と「挑戦」する姿勢を持ち、やりがいや成長を実感しながら、チームとして一体感を持って力を発揮できる組織風土へと変革していく必要があります。

以上の認識の下、令和 9 年度予算は、「千代田でよかった、そう思える毎日をつくる予算」をテーマに掲げ、以下の方針を基本として編成することとします。

記

- 第 4 次基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、区民等を取り巻く環境の変化や地域特性を的確に捉え、区民視点に立った施策を庁内一丸となって着実に推進すること。推進にあたっては、サービスを必要とする人に必要なタイミングで着実に届ける「ラストワンマイル」の視点を改めて認識すること。
- 社会経済情勢や区民ニーズの変化に柔軟に対応していくとともに、人的資源の有効活用や将来の財政負担に備えるためにも、見直すべき事業を大胆かつ確実に見直し、また業務の無駄を無くすための取組みを一層推進すること。
- AI・デジタル技術等を積極的に活用し、DX を徹底して進めること。

組織整備（案）について

1 組織整備内容

環境まちづくり部の「ゼロカーボン推進技監」の名称を「ゼロカーボン推進担当部長」に変更する。

2 施行期日

令和8年8月1日

組織改正 新旧対照表（令和8年度組織）（案）

別紙

現行
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター 子どもの居場所づくり担当課長
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 コミュニティ政策担当課長 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等人権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 道路公園課 基盤整備計画担当課長 千代田清掃事務所
ゼロカーボン推進技監 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 エリアマネジメント推進担当課長 住宅課 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課 企画調整担当課長 財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課
財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課 人事計画担当課長 契約課 広報広聴課
災害対策・危機管理担当部長 災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局 次長

改正
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター 子どもの居場所づくり担当課長
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 コミュニティ政策担当課長 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麴町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等人権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 道路公園課 基盤整備計画担当課長 千代田清掃事務所
ゼロカーボン推進担当部長 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 エリアマネジメント推進担当課長 住宅課 地域まちづくり課 麴町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課 企画調整担当課長 財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課
財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課 人事計画担当課長 契約課 広報広聴課
災害対策・危機管理担当部長 災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局 次長